

神奈川県立青少年センター条例

(昭和 39 年 3 月 31 日 条例第 11 号)

最終改正 平成 31 年 3 月 22 日条例第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、神奈川県立青少年センター(以下「青少年センター」という。)の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 青少年の健全な育成を図り、あわせて県民の教養の向上に資するための施設として、青少年センターを横浜市西区紅葉ヶ丘 9 番地の 1 に設置する。

(利用の承認)

第 3 条 青少年センターを利用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。ただし、公開の施設及び設備については、この限りでない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認を与えないことができる。

- (1) 青少年の福祉その他公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他利用させることが青少年センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用料の徴収)

第 4 条 青少年センターの利用については、別表第 1 及び別表第 2 に定める額の使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、利用当日の追加利用に係る使用料及び駐車場使用料については、利用者は、当該利用が終了した後、速やかに、精算し納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 5 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減免することができる。

- (1) 青少年のための行事を行うために県又は県内の市町村の機関が利用するとき。
- (2) その他知事が特に必要と認めるとき。

(使用料の不還付)

第 6 条 すでに徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事が災害その他特別の事情により青少年センターを利用することができないと認めたときは、この限りでない。

(利用承認の取消し等)

第 7 条 知事は、青少年センターを利用する者(その者の利用目的に応じて入館した者を含む。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 3 条第 1 項の承認を取り消し、又は青少年センターの利用を中止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) その他知事が必要と認めたとき。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、青少年センターの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成31年 3 月22日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) (略)

(2) (前略) 第48条の規定並びに次項、附則第3項、附則第6項、附則第10項及び附則第11項の規定 平成31年4月1日

(3) (略)

(神奈川県立公文書館等の使用料に関する経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の日(以下「第2号施行日」という。)からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に、第1条、第2条、第20条、第21条及び第46条に規定する各条例により設置された施設の施行日以後の利用の申込みがあった場合における当該利用に係る使用料は、これらの規定による改正後の各条例の規定に定める額とする。

(神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター等の使用料に関する経過措置)

3 第2号施行日前に第2条、第20条及び第51条に規定する各条例により設置された施設の施行日以後の利用の申込みを受理しているものに係る使用料等については、これらの規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1（第 4 条関係）

施設使用料

区 分			平 日			日曜日、土曜日及び休日		
			午前 9 時 から 正午まで	午後 1 時 から 午後 5 時 まで	午後 6 時 から 午後 10 時 まで	午前 9 時 から 正午まで	午後 1 時 から 午後 5 時 まで	午後 6 時 から 午後 10 時 まで
ホ ー ル	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	徴収する入場料の額が 3,000 円を超える場合	64,100 円	86,100 円	103,280 円	77,410 円	102,870 円	123,500 円
	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	徴収する入場料の額が 3,000 円以下の場合	53,210 円	80,550 円	96,680 円	67,770 円	94,900 円	113,870 円
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合		42,310 円	52,160 円	62,630 円	58,030 円	62,630 円	75,210 円
楽 屋	1	号 室	830 円	830 円	830 円	830 円	830 円	830 円
	2	号 室	1,670 円	1,670 円	1,670 円	1,670 円	1,670 円	1,670 円
	3	号 室	1,670 円	1,670 円	1,670 円	1,670 円	1,670 円	1,670 円
	5	号 室	830 円	830 円	830 円	830 円	830 円	830 円
	6	号 室	830 円	830 円	830 円	830 円	830 円	830 円
	7	号 室	3,130 円	3,130 円	3,130 円	3,130 円	3,130 円	3,130 円
	8	号 室	1,670 円	1,670 円	1,670 円	1,670 円	1,670 円	1,670 円
多 目 的 プ ラ ザ	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合		9,420 円	11,510 円	14,230 円	11,410 円	13,710 円	17,070 円
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合		6,800 円	8,160 円	10,150 円	8,160 円	9,730 円	12,250 円
練 習 室			4,500 円	5,430 円	6,800 円	4,500 円	5,430 円	6,800 円
駐 車 場	普 通 自 動 車		1 台 30 分につき 200 円					
	大 型 自 動 車	同	460 円					

備考 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。

2 入場料の額が 2 以上に区分されている場合は、入場料の最高額が 3,000 円を超えるときは徴収する入場料の額が 3,000 円を超える場合とし、入場料の最高額が 3,000 円以下のときは徴収する入場料の額が 3,000 円以下の場合とする。

3 ホール、楽屋、多目的プラザ又は練習室を表の時間の区分における時間（以下「基本利用時間」という。）における利用時間を超えて基本利用時間以外の時間に利用する場合（一日において 2 以上の基本利用時間にわたって利用する場合の当該 2 以上の基本利用時間の間の基本利用時間以外の時間における利用の場合を除く。）のその基本利用時間以外の利用時間に係る使用料は、その

基本利用時間以外の時間における利用 1 時間につき、それぞれの利用に係る基本利用時間（2 以上の基本利用時間にわたって利用する場合は、直近の基本利用時間）における利用に係る使用料の額を当該基本利用時間の時間数で除して得た額とする。この場合において、当該基本利用時間以外の時間における利用時間が 1 時間に満たないとき又はこれに 1 時間未満の端数の時間を生じたときは、その満たない時間又はその端数の時間を 1 時間として計算する。

- 4 ホールの利用に伴う準備又は練習を行うことのみを目的として当該ホールを利用する場合は、利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合とし、その使用料は、基本利用時間の区分に応ずる使用料の額に 3 により計算した額を加算した額に 10 分の 7 を乗じて得た額とする。

別表第 2（第 4 条関係）

設備使用料

種 別	単 位	使用料の額
楽器	1 台 1 回	6,900円以内で規則で定める額
舞台設備	1 種 類 1 回	9,630円以内で規則で定める額
照明セット	1 回	8,370円以内で規則で定める額
その他の照明設備	1 台又は 1 組 1 回	1,980円以内で規則で定める額
音響セット	1 回	10,680円以内で規則で定める額
その他の音響設備	1 本 1 回	2,400円以内で規則で定める額
映像セット	1 回	6,700円以内で規則で定める額
持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電力 1 キロワット 1 回	200円以内で規則で定める額

備考 1 1 回とは、一の基本利用時間内における利用をいう。

2 基本利用時間における利用時間を超えて基本利用時間以外の時間に利用する場合（一日において 2 以上の基本利用時間にわたって利用する場合の当該 2 以上の基本利用時間の間の基本利用時間以外の時間における利用の場合を除く。）の基本利用時間以外の利用時間に係る使用料は、その基本利用時間以外の時間における利用 1 時間につき、それぞれの利用に係る基本利用時間（2 以上の基本利用時間にわたって利用する場合は、直近の基本利用時間）における利用に係る使用料の額を当該基本利用時間の時間数で除して得た額とする。この場合において、当該基本利用時間以外の時間における利用時間が 1 時間に満たないとき又はこれに 1 時間未満の端数の時間を生じたときは、その満たない時間又はその端数の時間を 1 時間として計算する。

3 ホールの利用に伴う準備又は練習を行うことのみを目的として利用する場合の使用料は、1 回の使用料の額に 2 により計算した額を加算した額に 10 分の 7 を乗じて得た額とする。

4 表示消費電力が 1 キロワットに満たないとき又はこれに 1 キロワット未満の端数の表示消費電力を生じたときは、その満たない表示消費電力又はその端数の表示消費電力を 1 キロワットとする。

5 持込器具を複数持ち込む場合は、各器具の表示消費電力を合計して持込器具使用電力料を計算する。

附 則

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。（ただし書略）

2 この条例の施行の際現に第 1 条、第 4 条、第 6 条、第 10 条及び第 55 条に規定する各条例により設置された施設の利用申込みを受理しているものに係る使用料については、これらの規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（神奈川県立公文書館条例等の一部を改正する条例 平成 26 年 3 月 25 日 平成 26 年条例第 7 号）